

東京都石神井学園

I 施設概要

所在地	東京都練馬区石神井台3-35-23		
	事業種別		定員
指定管理事業	第1種社会福祉事業	児童養護施設	130人
	第2種社会福祉事業	地域子育て支援事業	ショートステイ：6人 トワイライトステイ：8人

II 令和5年度の運営方針

一人ひとりの児童の意向や個性を尊重し、児童が安全性や温かみと共に、真に大切にされているということを実感できる「児童の最善の利益」に適った質の高いサービスを提供していく。

また、安全安心で快適な施設環境の実現、サービスを支える人材の確保・育成及び運営体制の強化、予算の計画的な執行管理など、施設運営の充実に努めていく。とりわけ権利擁護（虐待防止）の徹底は児童支援の根幹であり、過去の被措置児童虐待事故の際に示された検証委員会報告書の取組を風化させないよう継承・共有し、事故防止に努めていく。職員間の良好なチームワークに基づく風通しのよい職場づくりこそが、児童の良質で安定した生活につながることを肝に銘じ、運営全てに組織一体となった取組を進めていく。

さらに、東京都の第五期指定管理施設として、福祉人材の研修フィールドとしての役割を果たすことや特別な支援が必要な児童の受け入れ、福祉先端機器の導入など、先進的な取組に力を注いでいく。

東京都石神井学園には110年以上の歴史があり、創設者である渋沢栄一書の「日々新又日新」という言葉を石碑に刻み、長年これをメッセージとして掲げてきた。すべて形式に流れることなく何事も日々新たにという心がけが大切である。

また、利用者や児童の安全対策を最優先し、新型コロナウイルスの感染予防対策を徹底して行いながら、各事業や取組を実施していく。

なお、運営方針・実施計画の策定にあたっては、各事業や取組について、例年通り実施するものとして策定した。そのため、新型コロナウイルス感染状況によっては、感染防御の観点から、事業や取組を縮小することがある。

児童一人ひとりが安心し、職員が誇りを持って働ける施設の実現を目指して、令和5年度の運営方針を以下の通り定める。

【運営方針】

1 利用者本位のサービスの徹底

家庭的な環境を整えた小規模グループケアの寮運営を充実させるとともに、地域社会の中で生活を送るグループホーム3か所を運営し家庭的養護を推進する。

2 東京の福祉のセーフティネット機能の遂行

児童相談所や学校、病院など関係機関と連携・協働しながら、東京の福祉のセーフティネットとしての役割を引き続き務める。

3 地域と連携し、地域福祉の向上に貢献

地域に根ざした施設として、専門機能を活かしながら地域の支援ニーズに応える。

Ⅲ 実施計画

児童の状況は、令和5年3月1日現在、入所率約9割、中高校生が約6割という状況である。最近では、医療機関に入院する児童も多く、医療と連携する頻度が高まっている。また、学校に登校できない児童や学校の登下校に付き添いを要する児童など、学校と連携したきめ細やかな対応が求められるようになってきている。

さらに、虐待などによる反応性アタッチメント障害（反応性愛着障害）、注意欠陥・多動症や自閉スペクトラム症などの発達障害を有する児童が増加する傾向にある。

児童自立支援施設や他の児童養護施設からの措置変更児童も多く、これらの児童の支援課題は多様で複雑な様相を呈しており、これまでも増し、適切なアセスメントに基づく専門的な支援が求められている。このため、今後とも児童相談所や学校、病院など関係機関との連携を一層強化し、きめ細かな自立支援を行っていく。

1 利用者・児童の権利擁護及び最善のサービスを提供

（1）アクションⅠ－① 権利擁護（虐待防止等）の徹底

児童の権利擁護（虐待防止）への取組は最重要課題である。組織的に対応することを徹底するため、「重大事故ゼロ運動」の実施、新任職員への早期教育や職員の意識改革、相談しやすい職場作りを実施していく。また、権利擁護委員会での過去の成果物の検証（児童の呼び方、暴言等）や良い支援についての実践、マニュアルの見直し・修正を実施していく。基本となる「東京都石神井学園職員倫理綱領」については、全体会議などで周知徹底する。1年に1回、全職員悉皆とするマルトリートメント防止研修を実施するとともに、支援の状況について点検及び検証を行う。

さらに、新規入所児童に対しては、入所後早い時期に、子ども相談員等との面接の機会を設けるなど、意見表明権について配慮していく。児童が権利について知り、話す大人を自ら選んで意見を表明できるよう、児童に対する権利の啓発や相談先の周知を行うことに加え、児童の周りにいる大人に対して、意見表明等の重要性について理解促進を図る。また、入所児童に対して「児童権利ノート」、「子ども相談員制度」、「意見箱」などについて、理解し易い方法で説明を行う。

児童への「児童権利ノート」などの説明は、小学4年生及び中学校入学時に実施し、年少児については、「紙芝居形式の権利ノート」を用いて丁寧な説明を行う。

事 項	実施回数など	内容・協力機関など
権利擁護委員会	10回	①児童の権利擁護、②権利ノート、③CAP(子どもへの暴力防止プログラム)・マルトリートメント(不適切な養育) など
権利擁護・虐待防止に関する研修受講率	100% (全職員実施)	園で実施する権利擁護や虐待防止に関する研修に加えて、事業団共通の虐待防止研修(eラーニング)も実施

(2) アクションI-② 利用者・児童等からの要望や苦情への適切な対応

ア 福祉サービス第三者評価の活用

令和4年度福祉サービス第三者評価の受審結果を踏まえ、改善計画を策定し、改善に取り組むとともに、令和5年度も引き続きサービス評価を受審する。

また、評価項目における標準項目の達成率100%を目指す。

(ア) 令和4年度評価結果における「特に良いと思う点」

- a 権利について、子どもとともに考える学習の機会を提供し、子ども自身が主体的に活動できるよう支援している。
- b 施設運営のマネジメントにおいて、若手中堅職員がリーダーシップを発揮する機会が増え、組織が活性化している。
- c 事業所のもつ歴史的価値の優位性に留まらず、承継されてきた理念を礎にさらに前進していこうとする意気込みがある。

(イ) 令和4年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

- a 児童のために、専門職が能力を最大限に発揮できる組織づくりを促進し、多職種間の協働を強めたい。
- b 大きな組織で改善サイクルを浸透させるために、より小さな生活単位に注目し、改善サイクルの構築を図る取組を期待する。
- c 自らの価値を再認識して、業界のため、社会のために、事業所が得てきた「知見」を広く伝える取組に期待したい。

(ウ) 「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画

- a 支援部門会議等で各専門職の役割を明確化し、その専門性を発揮できる環境を構築する。専門性を児童支援に活かしていくために、生活への介入を積極的に推進していく。
- b フロア会議にグループリーダーや監督職が参加し、充実を図る。フロア

会議で出された意見は、代表者会議で議論したうえで運営会議に反映させていく。決定事項はフロア会議において周知、徹底していく。このサイクルを継続、定着させ、児童が安心、安全に生活できる場を構築していく。

- ショートステイ事業等、地域の子育て支援のニーズが高まってきていることから、地域公開講座等の地域支援を充実させていく。また、児童支援のノウハウ等をホームページなどで発信し、地域社会への還元を図る。

事 項	(評価項目における標準項目の達成率)
第三者評価による改善	100%

イ 苦情解決制度の充実

「石神井学園苦情解決規程」に基づき、苦情解決体制の充実・強化に引き続き努める。また、第三者的立場で児童からの様々な相談を受け、園に助言・指導などを行う「子ども相談員（苦情解決委員兼務）」を配置し、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら児童との交流の場を設けるなど児童が意見や要望・苦情を出しやすい体制を推進していく。

意見箱については、グループホーム（GH）にはそれぞれの寮に設置、本園には管理棟に加え、第一サービス棟に設置した。

第三者委員（人数・属性等）	相談実施回数
3人（弁護士、民生委員、学識経験者）	年24回・月2回

ウ 利用者満足度調査の実施

引き続き、サービス改善に向けたテーマを設定の上、児童からの意向調査をもとに、サービス改善を図る。令和4年度の利用者調査では、コロナ禍で行事や外出の機会が制限されたためか、個別外出などイベントの機会を求める意見が多かった。

なお、児童から出された意見を踏まえ、昨年度は夏休みに「移動動物園」「夏祭り」「花火大会」、秋に「ハロウィン」、正月に「もちつき」などを感染対策を十分に行ったうえで実施した。

一方、「なおしてほしいこと」では時間の制約に関する意見が多かった。引き続き、個別な話し合い、子ども会や寮集会での意見交換などを通じて児童と十分な意思疎通を図っていく。

実施内容（テーマ）	実施時期
9月までにテーマを検討し実施する。	12月

(3) アクションⅠ-③ リスク管理の推進

ア 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

外部への情報漏えい防止策や園独自研修の実施、管理状況の定期点検、朝礼などを通じた意識啓発により個人情報保護、情報セキュリティ対策を推進していく。

具体的には、「事業団個人情報保護規程」及び「事業団情報セキュリティ対策基準」を遵守するとともに、情報セキュリティ責任者（副園長）を定め、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止など個人情報の適正な管理を徹底する。

イ リスクマネジメントの徹底

入所児童の健康管理は、看護師、嘱託医を中心に万全を期し、特に、感染症対策については医務室主導のもとに積極的に取り組んでいく。また、園全体のリスクマネジメントについては、運営会議で前月のヒヤリ・ハットを検証し、問題点を抽出する。問題点の改善策案を作成し、フロア代表者会議に諮ったうえ、再発防止の徹底をしていく。また、園のスーパーバイザーの助言のもと、適切にリスク管理を行っていく。

事項	実施回数	内容・協力機関など
運営会議	年12回	ヒヤリ・ハットの検証、改善案の作成など
フロア代表者会議	年10回	ヒヤリ・ハットの検証、改善案の作成など

ウ 感染症対策・新型コロナウイルス対策の徹底

新型コロナウイルスをはじめとする各種感染症の感染を徹底して防止していく。具体的には、児童、職員とも手洗い、消毒、マスク着用等の基本的な感染防止対策や会議・集会時の三密（密集・密閉・密接）を回避するなど感染リスクを下げる工夫をしながら、新しい生活習慣を維持していく。また、登校や出勤前には必ず検温をし、健康状態の把握に努めることとする。

事項	実施回数等	内容・協力機関等
運営会議	年12回	感染予防、対策の検証、情報の発出
新型コロナウイルス対策会議	適宜	感染拡大防止に向けた取組方針の決定

(4) アクションⅠ-④ 利用者・児童の人生の選択肢を広げる支援

ア 家族再統合及び自立に向けた取組強化

児童相談所との連携を図りながら、面会や外出・外泊、園内親子宿泊室の活用などによる親子交流の促進など、家族再統合の取組について、家庭支援専門相談員を中心に充実させていく。

また、児童の人生の選択肢を広げる支援として、自立に向けた学習会などを開

催するとともに、自活訓練などの機会を計画的に提供していく。就労支援においては、民間企業やNPO法人などと連携し、職場実習や職場体験などの機会を計画し社会経験の拡大を図る。学習支援においても通塾などの働きかけや学習ボランティアの活用などで、学習意欲の喚起や基礎学力の獲得、進学などを目標とした学習環境の整備に取り組む。

* 家族再統合

	計 画
親子宿泊	延10泊
	対象児童 3人
保護者との面会	延50回
	対象児童 10人
保護者との外出	延100回
	対象児童 25人
保護者との外泊	延 300泊
	対象児童 25人

* 自立に向けた支援

	計 画
学習会など実施回数	生活講座など10回
	実人数：200人
学習塾通塾児童数	20人
	対象児童75人 (小学校5年生以上)
自活訓練等実施回数	1人当たり14日 延238日
	対象児童：17人 (高校3年生)
	1人当たり7日 延49日
	対象児童：7人 (高校2年生)
職場体験実施児童数	6回
	実人数：6人

* 児童の進路決定率

	計 画
進路決定率 (進路先内訳)	100% (高校3年生の児童数11人) (進路先内訳：大学、短期大学、専門学校、就職)

イ アフターケアの充実

児童の施設入所中の自立に向けた準備から施設退所後のアフターケアまで総合的な自立支援を展開していく。とりわけ、アフターケアについては自立支援の重要な柱と位置付け、児童相談所、保護者、就労先や関係機関などと緊密な連携を図り、自立支援コーディネーターが調整を行い計画的な支援を行う。

退所児童を支え励ます「退園生との懇談会」や「成人を祝う会」などを開催し、退園後も施設としての関係を維持し、相談しやすい環境となるよう取組を行う。

また、自立支援強化事業（居住費支援）とともに、寄付金を活用した資格取得や進学・就職など自立に必要な支援を行う。

さらに、施設退所後の10年先を見据え、進学児童については在学期間中のフォローや卒後の生活が安定するまでのバックアップ、就労児童については就労先と連携した就労継続や制度などの利用に関するアドバイスなど、一人ひとりに寄り添った支援を進めていく。

* 退所児童のアフターケア

（対象児童：自立児童退所後10年、家庭復帰児童退所後5年）

	計 画
実施人数	141人 ／対象児童187人
対象児童のうち、親等の連絡拒否、児童の行方不明等により実施が困難な児童数及び状況の見守りが必要な児童数	46人

2 支援技術の蓄積及びそれを活かした高度なケアの提供

（1）アクションⅡ－①高い専門性を発揮できる職員の育成（アクションⅠ⑦の再掲）

アクションⅡ－④質の高い人材確保・定着（アクションⅠ⑥の再掲）

ア 質の高い人材の確保・定着対策の充実

事業団が実施する人材確保の取組に職員を積極的に参加させるとともに、施設見学やインターンシップを実施し、職員採用につなげる。また、養成学校への働きかけを強化し、質の高い人材の早期確保を図る。

離職防止の観点から、各職層に応じた研修を計画し、一人ひとりに視点をあてて育成を図る。また、管理監督層と寮や各部署との懇談等を企画し、風通しの良い職場づくりを推進する。

イ OJT推進体制の強化

引き続き、OJT推進担当者、新人職員育成担当者（チューター）を配置し、積極的にOJTを推進していくとともに、そのフォローアップの充実を図る。

また、業務点検リスト（1年目職員用）を理想の人材像の一つの指標として有効に活用していく。さらに、2年目職員には、体験実習として他寮で児童支援を学ぶ機会の提供に努めると共に、他寮の優れた実践を共有する取組も充実していく。

ウ 計画的・効果的な研修の実施

職員の経験年数、職種などに応じて体系的な年間研修計画を策定し実施するとともに、個々の職員の研修受講履歴を作成し効果的な研修に努める。

また、新任職員、非常勤職員への基本研修や、高い専門性を発揮できる職員の育成に当たり支援技術などの向上を図るための研修についても、園の中堅職員を講師とするなど引き続き充実を図っていく。園外研修については、積極的に情報提供をするとともに、オンライン受講など参加の方法にも配慮していく。また、成果を全職員に周知するための報告会を必ず行う。

研修内容	対象者	実施時期
新規転入職員研修（職員マナー・仕事の進め方）	新規転入職員	4月
新規転入職員研修（養育について・チーム支援）	新規転入職員	4月
新規転入職員研修（フォローアップ研修）	新規転入職員	5月
接遇マナー研修	新規転入職員	5月
メンタルヘルス研修	全職員	11月
マルトリートメント防止研修（悉皆）	全職員	12月
CAP（子どもへの暴力防止プログラム）研修	全職員	12月
CVPPP（包括的暴力防止プログラム）講習会	全職員	年度中
CARE（子どもと大人の絆を深めるプログラム）講習会	全職員	年度中
専門性向上研修（発達障害の理解等）	全職員	年度中
児童権利ノート学習会	全職員	年度中
キラリ☆いのち（性と生）学習会	新規転入職員	年度中
救命救急講習	全職員	年度中
職層別研修	全職員	年度中
他寮体験研修	2年目の職員	年度中
職員学習会	全職員	年度中
他施設交流研修（児童自立支援施設・一時保護所・事業団障害児施設など）	全職員	年度中

エ 外部専門家、外部医師等との連携

児童の持つ様々な行動特徴を理解するとともに、それらの課題に適切に対応していくため、外部講師や職員OBのスーパーバイズを活用し、外部専門家などと連携した支援を行っていく。

(2) アクションⅡ-② 東京の福祉の増進に寄与する先駆的取組の推進

ア 特別な支援が必要な児童の受入れ

虐待による様々な症状を持つ児童や高度な支援課題を有する高齢児童、他施設からの措置変更児童など、特別な支援が必要な児童の受入れと支援の充実を図る。

<参考 令和5年3月1日現在>

中学生・高校生の人数（割合）	全100人中62人、62.0%
定期的に通院する児童の人数（割合）	全100人中46人、46.0%

<参考 令和4年6月1日現在>

服薬管理が必要な児童の人数（割合）	全103人中23人、22.3%
-------------------	-----------------

イ 専門的な支援の充実

(ア) 適切なアセスメントによる自立支援計画の策定と支援

児童自立支援計画は、事業団で標準化したアセスメントシートを用い、5月までに策定し、児童相談所や保護者など関係者で情報を共有する。

計画の実施状況を随時検証し、5月・10月の年2回、全児童について管理監督職員によるヒアリングを行い必要に応じて計画の見直しを行う。また、全ての児童について、児童福祉司を含めたケース会議を年1回以上実施する。

アセスメントなどにあたっては、医師、看護師、心理職員、栄養士や児童相談所、学校、病院など専門的見地からの見立てや助言などを反映し、支援においても連携を強化する。

(イ) 多様な支援課題への対応

児童の多様な支援課題に適切に対応するため、以下の取組について専門的支援の充実を図る。① 日常生活における精神的な安定、② 男女別高校生寮の運営、③ 就労・進学支援の充実、④ 自活訓練の実施、⑤ アフターケアの充実、⑥ 親子交流の実施・家庭復帰の促進、⑦ 医務室による積極的な健康管理、⑧ 心理療法・CAP（子どもへの暴力防止プログラム）などの実施。

支援にあたっては、児童の特性、能力、適性などについて丁寧にアセスメントを行い計画的な支援を行う。

* 心理職員による児童へのケア

() は心理的ケアを必要とする児童の割合 (令和5年3月1日現在)

個別面接	延700人 (全99人中43人、43.4%)	心理面接、コンサルテーションなど
------	---------------------------	------------------

※連携型専門ケア機能モデル事業を利用している児童7人を除く。

ウ 家庭的な寮運営

(ア) 自主調理・出張調理の充実

自主調理や出張調理を充実するほか、土曜日・日曜日・祝日の朝食を寮で調理するなど、家庭的な雰囲気醸し出す寮運営を推進していく。

また、児童の年齢や発達段階に応じた食生活習慣などを身につけることができるよう、食育の推進について検討を行うとともに、自立・自活を目指す年長児童の自活訓練において食に関する支援を強化していく。

* 自主調理・出張調理

自主調理 (一般寮)	年60回	各寮6回×10寮
出張調理 (一般寮・GH)	年14回	各寮1回×14寮

< 参 考 令和5年3月1日現在 >

入所児童に占める個室利用児童の人数 (割合)	全99人中79人、79.7%
---------------------------	----------------

(イ) グループホームの充実

地域の中で、家庭的環境を確保し児童の養育を行うグループホームを3か所運営し、家庭的養護を推進していく。

名 称	定 員	備 考
はくちょう寮	6人	国型
さつき寮	6人	国型
すばる寮	6人	国型

エ 「連携型専門ケア機能モデル事業」の実施

虐待による重篤な反応性アタッチメント障害 (反応性愛着障害) の症状などを有する児童に生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能モデル事業」について、新たな展開に向けた検討を進め、東京都と連携してモデル事業の総括をしていく。令和5年3月1日現在、退所児童24人 (家庭復帰6人) のうち9人が原籍施設での生活が継続できている状況にある。

園として、引き続き、東京都や児童相談所と連携し、定員充足率の向上を図るとともに、原籍施設と情報を共有しながら退所児童のアフターケアに力を入れていく。

(3) アクションⅡ－③ 先進的取組等により蓄積してきた支援技術を他団体へ普及

大学・専門学校などから実習生を計画的に受け入れ、夜間・休日勤務を含む実践的な実習を行う。とりわけ、優秀な人材については採用に結びつける取組を強化する。

また、東京都の新任の児童福祉司や養育家庭向けの研修を実施するなど、専門的な支援技術の外部への普及啓発を図る。

さらに、東京都の政策連携団体として、「連携型専門ケア機能モデル事業」において、民間施設（原籍施設）の職員との交流や研修などの受け入れを体系的に進める体制を整える。

事 項	実人数／延人数	内 訳
社会福祉士・保育士等実習生の受け入れ	40人／500人	大学・短大・専門学校
職員派遣研修等の受け入れ	20人／50人	児童相談所・養育家庭・福祉保健局
民間施設職員の研修等の受け入れ	24人／50人	原籍施設等

3 施設機能を活用した地域等との連携

(1) アクションⅢ－② 地域における子育て家庭等を支援

ア 地域生活を支えるサービスの充実

(ア) 子育て短期支援事業

施設機能を活用し地域の家庭の子育てを支援するために、ショートステイ、トワイライトステイを実施する。

サービス内容	対象地域	利用者数
ショートステイ	練馬区・中央区	500人
トワイライトステイ	練馬区	50人

(イ) 子育て支援の連携

練馬区の子育てを支援するために、子ども家庭支援センター連絡会、子育て支援ネットワーク会議、練馬区要保護児童対策地域協議会などに参加し連携を強化する。

(ウ) 養育家庭との連携

養育家庭への移行に向け、児童相談所と連携して、児童及び保護者の理解が得られるよう、支援する。また、養育家庭に措置変更後は、アフターケアを実施して、児童が円滑に養育家庭に溶け込めるよう支援する。

(エ) 子育てに関する公開講座等の実施

子育てにかかると地域公開講座を開催し、地域における児童の健全な育成に貢献する。

子育てに関する公開講座などの実施	対象者	実施回数	参加者数
地域公開講座（1月）	地域住民	1回	80人

（2）アクションⅢ－③ 地域が求める役割を担い、地域と協働（コミュニティづくりや災害対応等）

ア 地域における公益的な取組

（ア）地域ネットワークへの参画

練馬区及び地域の関係機関と連携しながら、要支援・要保護児童及び家庭に対する支援の取組を行っていく。

（イ）地域との交流促進

西部一時保護所との災害時の応援体制の構築や近隣保育所の園児との交流、練馬区ショートステイ事業所への見学など、地域との交流促進を進めていく。

イ 多様な主体との連携

（ア）ボランティアの積極的な受入れ

施設における児童の生活向上と健全育成を図れるよう、職員OBやボランティアの積極的な活用を図る。

（イ）NPOや企業などとの協働

公的サービスや金融、アパート賃貸などの仕組みに関する生活講座など、児童の自立支援に向け、NPOや企業などと積極的な協働を図る。

事 項	延人数	内 容
趣味・情操等	50人	ピアノ、絵画の指導等
自立支援講座等	100人	学習指導、進路相談、社会生活技術講座、職場体験等
学園行事、運営サポート	20人	学園行事、植栽、理髪等
生活ボランティア	80人	遊び、見守り、交流等

ウ 地域との連携・協力関係の強化

アリーナなどの貸出しなどを通じて、地域との連携・協力関係を強化する。

内 容	対象者
アリーナ等の貸出し	近隣施設・地域団体等

エ 災害・防犯対策の取組強化

夜間訓練を含む防災訓練（消火訓練及び避難訓練）を毎月確実に実施するため、フロア代表者会議において進行管理をし、災害時の防災対応の徹底に努める。

また、大震災や風水害などの大規模災害に対応するため、初動体制や夜間の連絡・指揮命令体制、職員公舎職員との応援体制・連携体制を強化するとともに、

「事業継続計画（BCP）及び対応マニュアル」に基づく体制整備を引き続き推進していく。

さらに、防犯対策として、安全点検や不審者対応などについて園内に周知徹底を図る。

事 項	実施回数など	内容など
防災訓練	月1回	総合訓練、棟合同訓練、グループホーム合同訓練、防災設備研修 等

4 運営体制の強化及び経営の透明性確保

(1) アクションⅣ-② 自律的な経営実現のための自主財源の確保

施設経営において、「ムリ・ムダ・ムラ」をなくし、合理化・効率化を徹底していく。共有サーバーなどを活用し、効率的かつ効果的な情報共有の取組を進めると共に、都H T Tの取組による太陽光発電の拡充により、コスト意識の醸成を図る。

また、パソコンやスマートフォンなど、業務の効率化を図るために必要なものは、職員が確実に享受できるよう配慮する。

(2) アクションⅣ-③ I C Tや次世代介護機器を活用した働きやすい職場環境の整備

ア I C Tや次世代介護機器の活用

児童の安心・安全な生活確保のため、現在D棟2階に設置している見守りカメラ及び人感センサーについて、C棟に設置していく。また、防犯・不審者対策として、GHさつき寮に設置している防犯カメラをC棟及びB棟の玄関やベランダを映す外部カメラの設置を進めていく。

イ 「5つのレス」の取組推進

(ア) 児童や保護者からの申請様式の改定による「はんこレス」

(イ) F A Xでの対応も求める相手にはメール等での対応を要請する「F A Xレス」

(ウ) 会議資料についてはパソコン上での確認、議事録はサーバー上で閲覧する「ペーパーレス」

(エ) 児童の経費に関する支出についてインターネットバンキング等を利用する「キャッシュレス」

(オ) 児童と保護者の面会にはオンラインを活用する「タッチレス」

(3) アクションⅣ-④ 魅力とやりがいにあふれる職場環境の実現

朝礼、全体会議、各委員会活動、自立支援計画検討会などの効果的な実施と朝礼2部を活用し良い支援についての共有などを充実させ、幹部職員と各フロアとの意見交換の場を設定する。

また、幹部職員による定期的な面談などにより、職員の就業状況や意向・意見を把握し、職員一人ひとりが常に仕事に対して意欲的に臨めるような環境の整備に努める。

さらに、家事代行サービスや送迎サービスの活用、ICTの導入などによる働き方改革を進め、超過勤務の縮減に努めると共に、民間企業などとタイアップした福祉先端機器の活用など、先進的な取組を検討していく。

職員アンケートなどの機会を通して、業務改善意識の浸透を図るとともに、業務改善提案の活用やその取組が継続できる職場環境づくりを進める。

ワーク・ライフ・バランスの観点から計画的な年休の取得、超勤縮減に努める。長時間労働に対しては、産業医や衛生管理者との面談指導を通じて職員の健康管理及び職場環境の改善に努める。

離職防止の観点からも、働きやすい職場作りに取り組む。

(4) アクションⅣ-⑤ コンプライアンスの推進

コンプライアンス研修を通じて、職員の倫理観の醸成に引き続き取り組み、職員一人ひとりのコンプライアンスの強化・向上を図る。

具体的には、「事業団個人情報保護規程」及び「事業団情報セキュリティ対策基準」を遵守するとともに、情報セキュリティ責任者（副園長）を定め、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止等個人情報の適正な管理を徹底する。

さらに、施設全体のガバナンス強化のため、研修等により職員に対してコンプライアンス意識の浸透を図っていく。

コンプライアンス研修受講率	100%
---------------	------